

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
こんどう整形外科医院 球磨郡免田町甲 2791	医療法人藤風会こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 11 月 1 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社在宅センターかぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487-3	有限会社かぐや姫 下益城郡城南町大字東阿高 1487-3	平成 14 年 7 月 25 日
居宅介護支援事業所くらら 下益城郡松橋町松橋 1930-4	有限会社くらおか訪問介護センター 下益城郡松橋町松橋 1930-4	平成 14 年 7 月 22 日

熊本県告示第 693 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	近藤 浩之 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 10 月 31 日

〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	近藤 浩之 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 10 月 31 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	近藤 浩之 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 10 月 31 日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
こんどう整形外科 球磨郡免田町甲 2791	近藤 浩之 球磨郡免田町甲 2791	平成 13 年 10 月 31 日

熊本県告示第 694 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 3 項及び第 6 項の規定により、昭和 36 年 3 月 28 日熊本県告示第 161 号及び平成 6 年 5 月 2 日熊本県告示第 367 号（漁船保険加入区指定）の一部を次のように改正し、平成 14 年 9 月 13 日から施行する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鍋 道 岱明町大字鍋、下沖洲及び扇崎一円
高 道 岱明町大字高道、山下及び浜田一円」を
「岱 明 岱明町大字鍋、下沖洲、扇崎、高道、山下、浜田一円」に
改める。

熊本県告示第 695 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のように指定した。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンコーライフサポートケアサポート事業部 宇土市水町 50-4	株式会社サンコーライフサポート	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 696 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
大森医院 玉名郡玉東町木葉 691 番地	大森久俊	平成 14 年 9 月 5 日

熊本県告示第 697 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のように指定した。
平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンコーライフサポートケアサポート事業部 宇土市水町 50-4	株式会社サンコーライフサポート	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 698 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 14 年 9 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池 鹿北線	鹿本郡菊鹿町大字松尾字道場 1218 番地先から 同 所 同 字 1304 番地先まで	前	4.8 ~ 6.0	46.0	単道改
			後	4.8 ~ 15.0	46.0	
"	植木 インター 菊池線	鹿本郡植木町大字米塚字二夕塚 123 番 1 地先から 同 所 字藤ノ瀬 54 番 地先まで	前	7.0 ~ 7.8	147.0	"
			後	15.0 ~ 31.4	147.0	

主要 地方 道	水 俣 田 浦 線	水俣市大迫字村前	前	6.0 ~ 24.8	835.5	緊 道 整
		970 番地先から 同 所 字丸尾 770 番地先まで	後	11.6 ~ 59.0	680.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 13 日

熊本県告示第 699 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	南 小 国 波 野 線	阿蘇郡産山村大字田尻字勝負園 560 番 1, 561 番, 566 番 1 地先から 同 所 同 字 557 番 1 地先まで	前	17.5 ~ 37.0	103.6	旧道移管
		後	13.5 ~ 20.0	103.6		
"	"	阿蘇郡産山村大字田尻字釜割 502 番 1 地先から 同 所 同 字 524 番 1 地先まで	前	12.6 ~ 78.0 7.0 ~ 30.0	278.0 411.4	"
		後	12.5 ~ 78.0	278.0		
"	"	阿蘇郡産山村大字田尻字釜割 540 番 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	22.5 ~ 39.5	68.6	"
		後	22.5 ~ 34.0	68.6		

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 13 日

熊本県告示第 700 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国 上津江線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字赤馬場 143 番 地先から 同 所 字東市原 1919 番 1 地先まで	100.0	単橋改

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 20 日

熊本県告示第 701 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	本渡市本町大字本字引地 791 番 3 地先から 同 所 字前原 699 番 1 地先まで	115.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 13 日

公 告

熊本県公告第 724 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字津久礼字駄飼代 2514 番、同 2515 番 1、同 2515 番 2、同 2516 番 1、同 2516 番 2、同 2517 番、同 2523 番、同 2524 番、同 2525 番、同 2528 番 1、同 2529 番 1、同 2530 番 1、同 2531 番、同 2532 番、同 2533 番、同 2534 番 1、同 2534 番 2、同 2536 番 3、同 2537 番 6、同 2552 番 1、同 2553 番 1、同 2584 番及び同 2585 番

24,073.88 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

人吉市中青井町字下青井田 369 番地 1
岩下兄弟株式会社

熊本県公告第 725 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2753 番 1 及び同 2753 番 2
1,754.00 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

玉名市繁根木 131 番地 1
司観光開発株式会社

熊本県公告第 726 号

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区役員の住所を次のとおり変更した旨届出があった。
平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理 事	宮 原 辰 紀	球磨郡岡原村大字宮原 834 番地の 2	球磨郡岡原村大字宮原 1154 番地の 2

熊本県公告第 727 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

ア デザイン情報用システム 1 式

(2) 借入物品の規格及び品質等 製品仕様書による。

(3) 借入期間 平成 14 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限 平成 14 年 9 月 30 日

(5) 納入場所 熊本県工業技術センター 電子機械分館 3F

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う(1 円未満切り捨て)。見積りに当たっては 30 月の賃借料で計算すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び製品仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 516 号(熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱)により入札参加資格を有すると認められたものであること。

3 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び製品仕様書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県工業技術センター企画調整課
郵便番号 862 0901 熊本市東町三丁目 11 番 38 号
096 368 2101 内線(210)

(2) 入札説明書及び製品仕様書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 交付期限は、入札前日の 9 月 23 日までとする。(ただし土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 14 年 9 月 24 日 午後 2 時

イ 場所 熊本県工業技術センター 本館 2 階大会議室

(4) 入札書の提出方法

3 の(1)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 3 の(1)記載の場所に入札前日午後 5 時 15 分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県工業技術センター企画調整課

郵便番号 862 0901 熊本市東町三丁目 11 番 38 号
096 368 2101 内線(210)

5 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数(30 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 契約保証金
落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入期間（30 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 727 号の 2

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成 12 年熊本県規則第 56 号）第 50 条第 1 項の規定により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 16 条第 1 項の規定により、熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線に係る環境影響評価準備書の説明会を次のとおり開催する。

平成 14 年 9 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画決定権者の名称
熊本県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 熊本都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線
 - (2) 種類 鉄道施設の改良の事業
 - (3) 規模 延長約 6 キロメートル
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置
熊本市池田四丁目、池亀町、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、段山本町、新町三丁目、新町四丁目、横手一丁目、横手二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日六丁目、田崎一丁目及び田崎本町
- 4 関係地域の範囲
熊本市花園一丁目、新町四丁目、段山本町、春日二丁目、春日三丁目、島崎二丁目、小沢町、板屋町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、古大工町、西阿弥陀寺町、二本木五丁目、田崎一丁目及び田崎本町の全域並びに熊本市釜尾町、京町本丁、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園五丁目、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、宮内、古京町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、島崎一丁目、春日一丁目、春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目、春日七丁目、西唐人町、魚屋町三丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、古桶屋町、川端町、京町二丁目、本山二丁目、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、蓮台寺一丁目、八島一丁目、八島二丁目及び蓮台寺四丁目の各一部
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 池田校区	平成 14 年 9 月 24 日午後 7 時から	池田地域コミュニティセンター
(2) 花園校区	平成 14 年 9 月 25 日午後 7 時から	花園市民センター
(3) 一新校区	平成 14 年 9 月 26 日午後 7 時から	一新小学校体育館
(4) 五福校区	平成 14 年 9 月 27 日午後 7 時から	五福地域開発センター
(5) 春日校区	平成 14 年 9 月 30 日午後 7 時から	春日小学校体育館
(6) 古町校区	平成 14 年 10 月 1 日午後 7 時から	古町小学校体育館
(7) 白坪校区	平成 14 年 10 月 2 日午後 7 時から	白坪小学校体育館

登 載 依 頼

熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会 公 告 第 1 号

平 成 14 年 度 第 1 回 熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会 を 次 の と お り 開 催 す る。

な お、当 該 委 員 会 の 傍 聴 手 続 は、次 の と お り。

平 成 14 年 9 月 13 日

熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会

- 1 開 催 日 時
平 成 14 年 9 月 17 日 (火)
午 後 1 時 30 分 から 午 後 5 時 15 分 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 水 前 寺 一 丁 目 33-18
水 前 寺 共 済 会 館 1 階 「 芙 蓉 」
- 3 議 題
(1) 熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 資 料 の 説 明
(2) 市 町 村 等 公 共 事 業 再 評 価 資 料 の 説 明
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続
(1) 傍 聴 希 望 者 は、委 員 会 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、当 該 委 員 会 の 会 場 に お い て、委 員 会 の 委 員 長 の 許 可 を 得 た 上 で、委 員 会 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
(2) 傍 聴 の 手 続 は、先 着 順 で 行 い、定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 公 共 事 業 再 評 価 監 視 委 員 会 事 務 局 (熊 本 県 土 木 部 土 木 技 術 管 理 室)
(電 話 096-383-1111 内 線 6052)

公 共 的 建 築 ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 指 針 策 定 委 員 会 公 告 第 1 号

公 共 的 建 築 ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 指 針 策 定 委 員 会 を、次 の と お り 開 催 す る。

な お、当 該 委 員 会 の 傍 聴 手 続 き は、次 の と お り。

平 成 14 年 9 月 13 日

公 共 的 建 築 ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 指 針 策 定 委 員 会

座 長 田 中 直 人

- 1 開 催 日 時
平 成 14 年 9 月 26 日 (木)
午 後 1 時 30 分 から 午 後 4 時 まで
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 手 取 本 町 8 番 9 号
く ま も と 県 民 交 流 館 パ レ ア 10 階 会 議 室 8
- 3 議 題
(1) ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン 建 築 ガ イ ド ラ イ ン の 案 に つ い て
(2) 案 に 対 す る 審 議
(3) そ の 他
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続
(1) 傍 聴 の 受 付 は、委 員 会 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に 委 員 会 の 会 場 に お い て 行 い、委 員 会 の 長 の 許 可 を 得 た う え で、事 務 局 の 指 示 に 従 い、委 員 会 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。
(2) 傍 聴 の 手 続 は、先 着 順 で 行 い、定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 土 木 部 建 築 課 ま ち づ く り 指 導 係
(電 話 096-383-1111 内 線 6217)